

市町村コード		3 5 2 1 5 2	
山口県		都道府県	
周南市		市町村	

法人市民税領収証書 (公)

口座番号		加入者名	
01510-2-960007		周南市会計管理者	
所在地(連絡先)及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	宛 名 番 号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	
. . から . . まで		中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			

市町村コード		3 5 2 1 5 2	
山口県		都道府県	
周南市		市町村	

法人市民税納付書 (公)

口座番号		加入者名	
01510-2-960007		周南市会計管理者	
所在地(連絡先)及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	宛 名 番 号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	
. . から . . まで		中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
日 計			
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)			

市町村コード		3 5 2 1 5 2	
山口県		都道府県	
周南市		市町村	

法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号		加入者名	
01510-2-960007		周南市会計管理者	
所在地(連絡先)及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	宛 名 番 号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	
. . から . . まで		中 予 確 修 更 決 其 他 () 間 定 定 正 正 定	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
指定金融機関名 (取りまとめ店)	山口銀行 徳山支店		
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター		
上記のとおり通知します。(市町村保管)			

1 納付場所（本・支店は問わない。順不同）

区 分	名 称
銀 行	山口・三菱 UFJ・みずほ・広島・伊予 西京・もみじ・北九州
信用金庫	東山口
そ の 他	信用組合広島商銀・中国労働金庫 朝銀西信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局（中国 5 県内） 山口県農業協同組合（旧周南農協の全ての店舗） 山口県漁業協同組合（周南支店と下関本店のみ） 周南市役所・各総合支所・各支所

2 延滞金等

- (1) 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。
- (2) 督促状を送付した場合は、督促手数料として 100 円が徴収されま